

民間資金等活用事業推進委員会
第19回計画部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第19回計画部会 議事次第

日 時：令和元年11月15日（金）14:00～15:32

場 所：中央合同庁舎8号館6階623会議室

出席者：【計画部会専門委員】柳川部会長、赤羽
専門委員、足立専門委員、井上専門委員、江口専
門委員、大西専門委員、小森専門委員、財間専門
委員、鈴木専門委員、本田専門委員、廻専門委員

【内閣府】石川審議官、波々伯部参事官、富田政
策参与、宇根企画官、阿部企画官、柳澤参事官補
佐

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 今期のPFI推進委員会・計画部会・事業推進部会の進め方（案）
- (2) 今期の主な検討ポイントについて
- (3) PPP/PFIの実施状況について

3. 閉 会

○宇根企画官 それでは、定刻となりましたので、計画部会を始めさせていただきたいと思ひます。

私、事務局である内閣府PFI推進室の宇根でございます。本日は、よろしくお願ひいたします。

きょうは、前回、アクションプラン令和元年度版をまとめて以来の初めての会議となりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、事務局のほうから連絡事項として、事務局に人事異動がございましたので、紹介させていただきたいと思ひます。

参与、お願ひします。

○富田政策参与 PPP/PFI推進室の政策参与をしております富田と言ひます。よろしくお願ひいたします。

○波々伯部参事官 参事官をしております波々伯部でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○宇根企画官 それでは、始めさせていただきたいと思ひます。

まず、本日の出席者でございますが、計画部会のほうは、委員の皆様方12名、いらっしゃいますが、そのうち11名の出席がございますので、定足数、過半数に達しておりますので、本日の部会が成立いたしますことを御報告申し上げます。本日、根本委員が欠席されてはいますが、事前に資料を御説明させていただいて、後ほど御説明しますが、資料に対する意見等はペーパーでいただいておりますので、また御紹介させていただきます。

また、本日は、オブザーバーとしてPFI推進機構の木村部長にも御出席いただいております。

○木村PFI推進機構経営管理部長 よろしくお願ひいたします。

○宇根企画官 それでは、以降の議事につきましては、柳川部会長に進めていただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

○柳川部会長 よろしくお願ひいたします。

それでは、早速、本日の議事に入りたいと思ひます。

まずは、議事1の「今期のPFI推進委員会・計画部会・事業推進部会の進め方（案）」及び議事2「今期の主な検討ポイントについて」、事務局のほうから御説明をお願ひいたします。

○宇根企画官 それでは、私のほうから説明させていただきたいと思ひます。（1）（2）とも、一通り説明させていただいてから御質問・御意見をいただきたいと思ひます。

まずは、資料1をごらんください。今期の進め方の（案）という資料になりますけれども、計画部会・事業推進部会の進め方を書かせていただいております。

計画部会につきましては、1つ目のポツですが、例年同様、アクションプランのフォローアップを行うとともに、その改定について議論していただくというのがあります。

2点目のポツとして、PFI法の附則2条において、少なくとも3年ごとに検討を加え、必

要な措置を講ずるとされていることを踏まえまして、前回、法改正を行ったのは2018年でございますが、2021年、再来年の法改正も視野に入れて議論させていただきたい。どんなポイントかという事務局案については、後ほど説明させていただきます。2021年というと随分先のように思いますが、再来年やろうと思えば、来年度のアクションプランにある程度方向性を位置づけて、さらに議論を深めて法改正。国会の関係もあるので、そのとおりに行くかわかりませんが、そういうことも必要になってきますので、こういうスケジュールで提案させていただいております。

続きまして、事業推進部会のほうは、昨年度からやっている期間満了PFI事業の検証を引き続きやっていただくとともに、昨年度、余り深掘りができなかった民間提案制度や、公共施設を保有しないケース、リース等を想定していますけれども、そういった事例も最近増えてきていますので、そういったものについても事例を集めて分析していこうということで、検討に取り組んでいく予定になっております。

続きまして、1枚めくっていただいて、スケジュールのほうについてでございます。スケジュールについては、最後はアクションプランの改定を念頭に置いているのですが、これについては来年6月を想定しております、それに向けて今期の議論を進めさせていただきたいということでございます。

あと、例年と違うのは、来年2月末に委員の改選がありまして、かなりの数の委員の方に恐らく御交代いただくことになると思うので、その前に提言（中間とりまとめ）ということで、今のメンバーでの議論を一旦とりまとめさせていただいて、次のメンバーで議論を進めていくのに円滑に進むように、そういう進め方をさせていただきたいと思っております。

スケジュールについては、以上でございます。

それでは、資料1の説明は以上にさせていただきます、続きまして、資料2で「今期の主な検討ポイント」ということで、事務局のほうでこういうことを検討していったらどうかという課題を幾つか挙げさせていただいております。当然、既にアクションプランに入っているものもありますが、まず1ページを開いていただいて、1つ目ですが、この資料、テキストが多いですが、基本的には赤い文字のところに我々の問題意識を書かせていただいて、本日伺いたい事項については、各ペーパーの一番下にお伺い事項として書かせていただいておりますので、その辺のポイントを見ていただければと思います。

まず1点目は、運営権者が実施できる建築の範囲等に関する課題ということでございます。こちらのほうは、昨年、アクションプランに位置づけさせていただいた課題ですので、概要は皆さん、御承知いただいていると思いますが、問題意識としては2点ありまして、まず1点目は、上の赤文字のほうですけれども、運営事業については、「建設」「製造」「改修」を含まないが、運営事業者が一体的に「建設」「製造」「改修」を行うことにより、より効率的・効果的な運営がなされる可能性があるのではないかというのが1点目の課題意識です。

2点目は、下の赤字になりますけれども、運営事業では「維持管理」ができるようになっていきますけれども、それが具体的にどこまで許容されるのか。建築の範囲について問い合わせがある。要するに、不明確な部分があると思っていられる方もいるという課題意識を持っております。

そういう状況の中で、お伺い事項としては、運営権事業に密接に関連する「建設」「製造」「改修」については、一体的に行うことの必要性もあるのではないかと。そういうことについて、どう考えるかというのが1点目で、2点目としては、運営事業の適切な実施に必要な建物の「維持管理」の範囲を明確にしていくべきじゃないかという意見もあるけれども、それについてはどう考えるかということについて御意見いただければなと思っております。

1ページめくっていただいて、3ページ目でございますけれども、参考資料として、今、コンセッションが行われているような分野について、可能な建築の範囲がどういうことになっているかというのを例として示させていただいております。色のついている表の一番下のところが、実施契約上、運営権者が実施できないとされているものということで書かせていただいておりますが、事業ごとに色がある程度あるということでございます。

一つ一つ御説明しませんが、空港でいくと、空港の滑走路の新設や全面除却以外は実施できないものにはなっていない。一方、下水道でいくと、施設の新たな建設や増築というのは実施できないものと位置付けられているということで、事業によって色がちょっと違っているという状況が現状としてあるということでございます。

続きまして、2番目の課題でございますが、こちらも昨年度、アクションプランで位置付けさせていただいた事項でございますが、キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入を進めていくべきではないかということでございます。

下半分に赤字で書いておりますけれども、PPP推進に向けた課題としては、大ロット化・性能発注化・長期化などを、今後効率化のために進めていくべきではないかということとは意見としてありますけれども、一方で、現場からは知見が不十分という声も聞こえてくる。

また、PFI方式の導入に向けた課題としては、民間事業者には維持管理を適切かつ効率的に実施させるためのインセンティブの仕組みの事例が不十分ということで、これはアベイラビリティ・ペイメントなどを念頭に置きつつ、こういうことを書かせていただいているのですけれども、サービス購入型だとそういった面もあるのではないかと。

あとは、その下の利用料金を収受できない施設に運営権を設定することも考えていいのではないかとということで、課題意識として書かせていただいております。

お伺い事項としては、1)として、キャッシュフローを生み出しにくいインフラについて、どのようにPPP/PFIを推進していくかという方策について、お伺いしたいとともに、2)としては、特に、維持管理・運営業務にPFIを導入するために、環境整備、制度改正も含めて、どういうものが必要かということをお伺いしたい。例の①としては、アベイラビリティ・ペイメントみたいなことを挙げさせていただいておりますし、②では、いわゆるサービス購

入型する運営権の付与みたいなイメージを書かせていただいているところでございます。

続きまして、5ページ以降は、そのための参考資料ですけれども、こちらは道路における包括民間委託の事例を紹介させていただいています。府中市の例ですが、市域の4分の1ぐらいの道路について、全て包括民間委託で出している。

業務内容などは、下の四角の下半分には書いていますけれども、巡回、街路樹の管理も含めて、幅広に民間に委託しているという事例でございます。

続きまして、6ページになります。こちらは、海外におけるアベイラビリティ・ペイメントの事例を紹介させていただいております。アメリカのペンシルベニア州の橋梁迅速置換プロジェクトというものについて紹介させていただいています。

事業の概要としては、上の四角の1つ目の●に書かせていただいておりますけれども、3年間で558基の橋梁の架け替えを実施する事業ということで、その架け替えに関する設計から保守まで民間事業者が実施するという事業になっております。

アベイラビリティ・ペイメントの特徴として、下から2つ目のポツに書かせていただいておりますけれども、アベイラビリティ・ペイメントとしては、全体のうちの50基の建設が完成した時点で一時金として3500万ドルが支払われるほか、完成した橋梁の数や減額要因、これは交通非稼働時間などを考慮しつつ、毎月約6000万ドルが年額で支払われるということで、いろいろな要因を考慮しつつ、成果の支払いについて変動を与えるという手法を用いている事例でございます。

続きまして、7ページ目は、我々で今やっている海外調査、こういうことをやっていますという紹介ですけれども、キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入と、あと、アベイラビリティ・ペイメントの導入などの検討を昨年位置づけましたので、そういったことを先進的にやっている海外の調査をやるということ、今、取り組んでいるところでございます。具体的には、アメリカ、イギリス、フランスのキャッシュフローを生み出しにくいインフラ、道路や学校などを対象に調査を行っているところでございます。

スケジュールとしては、年度末までにとりまとめる予定としておりますけれども、調査が進んで何か知見が得られれば、その都度計画部会のほうで御説明させていただきたいと思っております。

続きまして、8ページ目でございます。こちらにもアクションプランのほうに既に記載がある事項でございますけれども、ファイナンスの選択肢の拡大（SPC株式の流動化に向けた課題等）について議論させていただきたいと思っております。

課題としては、皆さん、もう既に共有できていると思っておりますけれども、一番のポイントとしては、赤字で書かせていただいている、事業契約にロックアップ期間や譲渡制限の個別規定が設けられている事例があつて、自治体の理解を得るのがなかなか難しいという声も聞こえてくるということでございます。

お伺い事項としては、自治体の理解が得られるような譲渡スキームや譲渡先として、ど

ういったものを考えていけばいいかということをお伺いしたいなと思っております。

9ページ目に、現在事務局のほうでどういうやり方が考えられるかという選択肢を幾つか示させていただいております。

上から、上場インフラファンドへ譲渡する形態。②の従前のSPC構成企業にて私募ファンドを立ち上げて機関投資家へ譲渡する形態。3つ目は、SPC自身が上場する形態という3つぐらいが今、主要な選択肢としてあるのかなと考えております。

右のほうに利点や課題をたくさん書いておりますけれども、今、事務局のほうでは、①の上場インフラファンドというのは、取引の実績がほぼない中で、いきなりこういうものが形成されるというのはなかなか難しいかなと思っていて。あと、③のSPC自身が上場する形態というのも、相応の規模が必要で、上場に対する基準もなかなか高いものがあるので、いきなりこういうふうになりにくいかなと思っていて、事務局的には②などを想定しながら、いろいろな方策を考えていくべきなのかなという議論をさせていただいているところでございます。

続きまして、10ページですけれども、こちらは構成員内での株式流動化の事例をつけさせていただいております。女川町水産加工団地排水処理施設整備事業でございますが、下のほうに譲渡前と譲渡後の割合を書かせていただいております。譲渡株式の量は10%程度ということで、大きくはないのですけれども、代表企業が建設会社から維持管理の会社に移ったということになっております。こちらのほうは、事業者の公募の段階から株式を譲渡するというのをSPCのほうで宣言して応募して、そこも含めて選定されて譲渡が実現したという事例でございます。こういった横展開はしっかりすべきかなと考えております。

続きまして、11ページになります。4つ目の課題ですけれども、アドバイザー経費に対するより積極的な財政支援でございます。こちらは、余り深く説明することもないのですけれども、地方公共団体から、アドバイザー経費が補助の対象にならないケースが多いということで、なかなか苦慮しているという声が聞こえてくるので、そういったことをしっかり進めていくべきじゃないかという論点でございます。

参考資料は、12ページから14ページまでつけていますけれども、アドバイザー業務で何をやっているかとか、昨年、地方創生交付金でPPP/PFIをより積極的に応援しようということで、そこはアドバイザー経費も含めているので、参考資料としてつけさせていただいているところでございます。こちらの説明は割愛させていただきます。

続きまして、15ページになります。地域経済活性化に資するPPP/PFI事業の推進ということですが、端的に申し上げますと、地方のほうからは、地元企業がなかなか取れないので、PPP/PFIが進まないという声が聞こえてくるので、お伺い事項に書かせていただいております。地域の民間事業者のPPP/PFI事業参画のため、どのような方策が考えられるかということ議論していくべきではないかということで、課題として挙げさせていただいております。

後ろのほう、参考資料をつけさせていただいております。

16ページは、現状で地域企業が参画している事業。これは、構成企業としてというものも含んでいますけれども、どのぐらいあるか。平成29年度における事業で調べた結果です。上の黄色い四角に書いてありますけれども、9割以上ということで、地域の皆様から地元が入れないという声も聞こえるのですけれども、実態としてはかなり入ってきている、改善してきているところがあるということで示させていただいております。こういったことをアピールすることも必要だと思っております。

あとは、17ページをごらんください。こちらのほうは、既に自治体で工夫している例がありますので、紹介させていただいておりますけれども、入札参加要件で市内企業に一定金額以上の下請を出すことを要件とするとか、2ポツで書いている、市内企業が構成企業である場合に加点するというものが挙げられております。

3点目は、単に市内の企業であるということだけでは地域経済活性化への効果が十分評価できない場合もあるので、提案の中で地域経済への貢献について具体的に示されている場合に加点するという工夫をしている事例もございます。

そういった具体事例として、18ページに神奈川県茅ヶ崎市の例ですけれども、柳島スポーツ公園整備事業を挙げさせていただいております。右の真ん中あたりに緑色の四角があると思いますけれども、具体的に地域経済社会への貢献の評価項目として、こういったものを項目として挙げて、実際に業者選定のときに考慮している事例でございます。

続きまして、19ページになります。次の課題ですが、共有物に関する運営権の設定についてということでございます。共有物に関する運営権の設定というのは、今まで事例はないのですけれども、今後、上下水道のコンセッションが広がってきたり、建物でも複合施設が出てくると、また共有物というものに運営権を設定する場合がありますので、議論が必要じゃないかということで問題として挙げさせていただいております。

具体的な課題としては、上の四角の大きな黒丸の2つ目あたりに書いてありますけれども、共有物たる公共施設等に対しては、運営権を設定することは可能ですけれども、共有物の分割請求権を行使された場合、運営に支障が生じる可能性がある。もし途中で分割請求権を行使されて、分割しなければいけないということになってしまうと、運営事業に支障が生じるということも想定されるので、課題に挙げさせていただいております。共有物の運営権については、設定したことはないと申し上げましたけれども、相談は実際に来ているところでございます。

20ページは、まだイメージですが、例えば上下水道とかでA市・B市の共有の管路を含んでいるもので、A市でコンセッションをやろうと思ったとき、どうなるかというイメージを図で示したものですけれども、A市が運営権を設定しようと思ったら、自分の持ち分のみ運営権を設定するというので、共有物のうちの半分のところに運営権が設定されている。理論上はこういうこと考えられるということでございます。

ただ、ここで分割請求権が行使されてしまいますと、いろいろなやり方があるのですけれども、今、横切りになっておりますけれども、途中で縦切りに分割しなければいけないと

いう話になると、当然運営事業に支障が出てきてしまうということでございます。

分割請求権の行使が想定される場合、こちらも完全に想像ですけれども、下から2つ目の項目で書かせていただいておりますけれども、B市の住民が運営権者による業務の履行に不安を感じて、A市への委託をとめると途中で言うてしまうとか、B市が直営で事業を行うよう要求したり、首長が変わることによって、A市が行うコンセッションに対して、B市の方針が変更されることもなくはないのではないかとということで、こういったリスクについても整理しておく必要があるのではないかとということで、課題として挙げさせていただいております。

あと、21ページになりますが、資格制度の整備等ということでございます。問題意識としては、地方公共団体においては、PPP/PFIのノウハウを有する者がいないことで、十分な検討がなされないようなケースも多分にあるのではないかと。そういうところを支援するために、資格制度を整備して、資格者をそこに派遣するとかしながら支援していくことが有効ではないかとということで、課題意識として挙げさせていただいております。

イメージとしては、22ページに書かせていただいております。やり方はいろいろあると思うのですが、ここでは3パターンぐらい書かせていただいております。

①は、研修・講習等の受講及び履修試験を通じて基礎的または専門的な知見を有することを認定する資格ということで、道路橋点検士といった、行政の職員が実務の中で知見を得て、実際に知見が上がってきたら講習とか研修を受けてもらって資格を認めるというイメージの制度でございます。

②は、国等がその分野の業務経験・実績等を踏まえて専門家・実務者を認定する制度。〇〇伝道師とか〇〇マイスターという、似たような制度がありますけれども、そんなイメージのものが考えられます。

③は、専門分野における豊富な業務実績及び業務経験を認定するというもので、こちらは、コンサルの方々も対象に、こういった専門性を本格的に資格として与えるような制度というものも考えられます。

ここは、選択肢として3つ書かせていただいておりますが、こういう選択肢の中から特に有益なものを進めていくのがいいのではないかと課題意識を示させていただいております。

あと、資料の説明としては、根本先生からペーパーをいただいておりますので、簡単に説明させていただきたいと思っております。資料4になります。

基本的には、いろいろな留意事項を挙げていただきながら、しっかり検討して進めていくべきでないかという意見をいただいておりますが、ポイントだけ御説明させていただきますと、②のキャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入で、(a) (b) (c)、書いていただいておりますけれども、(c)として、技術進歩に伴うサービス形態の変更も考えていくべきじゃないかということをおっしゃっております。

(c)については、そのページの一番下に書いてあるのですけれども、1行目で、現時点

ではロードプライシングを想定していると書いていただいていますけれども、ポイントとしては、このペーパーの一番下の右のほうの「技術革新により」というところから始まるのですけれども、技術革新により、今まではキャッシュフローを生み出しにくいと思われていたサービスでも、キャッシュフローを生み出せるようになる、成長戦略の上からでも重要。要するに、ロードプライシングなどで言うと、今まで技術的な面からも、一般道について料金を徴収することはそんなに簡単にできなかったのですけれども、今の技術であれば、やろうと思えば難易度は下がっている。

そういったことによって、やりようによってはキャッシュフローを生まないと今まで考えていたようなインフラでも、キャッシュフローを生むように、工夫すればできるようになるのではないかと。そういうことが可能になったら、積極的にPPP/PFIなどを活用していくべきじゃないかという御意見でございました。

ただ、これは今の段階で、この事業をああするべき、ここでああするべきという話じゃなくて、PPP/PFIを進めていく中で、こういった視点も常に持ってやっていくべきだということもあわせておっしゃられていました。

続きまして、裏面の2ページ目でございますけれども、④アドバイザー経費に対するより積極的な財政支援というところで御意見いただいております、ここは注意事項を手厳しく言われたのですが、地方でのPPP/PFI推進のために今まで行ってきたのは、手続の簡素化であり、今後ともアドバイザー経費の支援よりも、自治体職員でもできるようにすることを重視すべきである。特に、導入可能性調査については、そういうことであるということをおっしゃりました。

ただ、右肩に「1」と書いて、留意事項として、下に注釈を書いていただいていますけれども、前例の少ない分野や手法における契約書や要求水準の不定形部分の作成など、一部には自治体職員が直営で行うことが難しいものもあるということは言っておりますので、アドバイザーを支援するにしても、こういった視点もしっかり注意しなければならないということをおっしゃりました。

あとは、⑦資格制度の整備のところでございますが、PPPというのは、行政、財政と続いていますけれども、さまざまな分野があるので、資格としては広範過ぎて、実効性がなかなか難しいのではないかと。これは、先ほどの我々の資料でいくと、①から③まで資格のイメージを書いていたけれども、いわゆるコンサル等も含めた専門的な高度な資格を与えるという③の制度というのは、なかなか難しいのではないかと趣旨の御意見をいただきました。

そして、代替案としてということで、ちょっと文章を書いていただいていますけれども、趣旨としては、我々が考えている、3つ書いていたけれども、①と②を併用するようなやり方がいいのではないかと御意見をいただいております。

根本先生からの意見は、以上でございます。

あとは、参考資料として参考資料1「社会資本整備について」ということで、こちらは

11月7日に経済財政諮問会議で、柳川先生を初めとした民間議員の方からいただいた提案でございます。この中にPPP/PFIのことがあるので、御紹介させていただきます。

1枚めくっていただいて、2ページ目になりますけれども、(2)の上から2つ目の黒丸ですけれども、PPP/PFIに関連することを書いていただいております。一部に、先ほどの議論で出てきたものもあります。具体的には、4つある中の2つがそうで、上から2つ目のバーのSPCの株式の流動化の話と、上から3つ目の横バーの資格制度について、ここでも言及がなされているところでございます。

それ以外の論点としては、一番下の横バーの、VFMを高められるPPP/PFI事業については、地方債の償還に係る財政インセンティブの拡充といったことも考えていくべきじゃないかということをおっしゃっております。

あと、一番上の横バーですけれども、アセットリサイクルとして、コンセッションの収入をインフラ整備に再投資ということも考えていくべきじゃないか。これは、PPP/PFIの推進のみならず、社会資本整備のあり方全般に関しての考え方もかもしれませんけれども、そういった御意見もいただいているということでございます。

少し長くなりましたけれども、議題の(1)と(2)の説明は以上とさせていただきます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

はい。

○宇根企画官 一通り御意見いただいてから、事務局から最後に答えさせていただきたいと思っております。

○井上専門委員 たくさんあるのですけれども、とりあえず①の建築の範囲等に関する課題ですけれども、実務をやっていた人間からすると、これは実際にすごく悩ましい問題でして、個別案件を余り具体的には申し上げられないのですが、運営権対象物の立体駐車場を除去して、ほかの場所に移して、その場所に例えばターミナルビルを拡張したほうが明らかに有効活用ができるのですけれども、今のルールでいくと、それは除去して建築ということになって、運営権対象施設ではなくなってしまう。

最終的には、非常に微妙なやり方で整理しているのですけれども、ここは実態が変わらないのであれば、ただ単に移設しているだけなので、潰して、ほかの場所にやって、機能は別に変えていなくて、そちらにほかのものをつくっているだけなので、そういうものについては認めてあげたほうが、本来の民間としてのノウハウが生きるのではないかと。もとのゾーニングとかレイアウトというのが、従来の公共事業の枠組みでなされている中で、民間の思想と違うものについてはできるような制度設計にしないと、本質的な民間のノウハウは多分活用できないのではないかとおっしゃいました。

あと、4番のアドバイザー経費に対する、より積極的な財政支援のところですけど

も、これについて、各論の話とそもそもの話とあると思っ
ていまして、アドバイザー一経費については、こ
ういうPFIとかでやるには、コンサルの利用は恐
らく不可欠だと思いますので、一定の規模が必
要ではないかと思っ
ていまして、要は、規模がないと、こ
ういった経費の負担はできないと思っ
ていまして、なるべく規模を大きくするよ
うな工夫が必要ではないかと思っ
ていまして。

逆に、小口のものであれば、従来型の公共事業を悪としな
くてもいいのではないかと思っ
ていまして、こ
ういうアドバイザーなどを、これはコンサル
タントもそうですし、弁護士費用も
そうですし、金融機関に対するものも
そうかもしれませんけれども、大きな規
模のものを中心に導入していつて、小
口のものについては従来型でやるとい
うのもあつていいのではないかと思っ
ていまして。

そのためには、今回の共有物の話も出
ていましたけれども、例えば複数の自
治体で同種
のものをバンドリングしてやるとか。今、
どうしても自治体単位になつていま
すけれども、現に北海道の7つの空
港は、4管理者でやつていまるわけ
なので、PFI事業として同種のもの
を複数の自治体でバンドリングを
やることによつて、規模を大きくし
て経費の負担力を増すとい
うのもあつてのではないかと思っ
ていまして。

実際にいろいろな案件をやつていま
る感じているのが、一定程度の規模
の自治体でないと、職員の方の人数
そのものがいないので、内製化する
のはなかなか難しいと思つていま
して。そうすると、外部を使わない
といけな
い、経費の問題が出てくるとい
うことだと、いかに1件当たりの
サイズを大きくするか。そのため
に何をやつたらいいかとい
うのを考へたほうがいいと思つて
いましてるところです。意見です。

○柳川部会長 どうぞ。

○小森専門委員

3点ほどお話をさせてい
だきたいと思っ
ていまして。いずれも意見でござ
います。

まず、②のオペラビリティ・ペ
イメント、キャッシュフローを生
み出しにくいインフラへのPPP/P
FIの導入でござ
います。海外の調査もして
いただけるとい
うことで、参入する側も事例が
少ないとなかなか不安な
もの
ですから、そこはぜひ調査
い
だきたいと思っ
ていまして。

ただ、好取組事例もお知らせ
い
だきたいのですけれども、失敗
したもの、こ
ういったものだとよろしくない
のではないかとい
うのも含めて、民間としては、
そういうものがあつたから参
入しないのではなくて、そ
うい
う要素も踏まえた上で、どう
やつて参入するかを考へたい
ので、こ
ういったものも教へて
い
だければなと思っ
ていまして。特に、人口減、利
用者が減とい
う大きな流れがある中で、こ
う
いったものにどうやつて参
入
するかとい
う視点として拝見したいな
と思っ
ていまして、よろしくお願
い
いたしまして。

2点目が⑥共有物でござ
います。井上委員のほうから
もお話しされていまして
お
り、端的に言いまして、民法
の特則として、分割請求権
の行使を制約する合意につ
き、PFI法で5年の期間を
延長するとい
う方向とするのは賛成で
ござ
います。とい
うのも、民間側の視

点で申しますと、こういうふうには所有権が分かれている場合は、1人の所有者に寄せてしまおうとか、特定の投資法人とかで寄せてしまおうかという発想もあるのですが、そういった事案になかなかかなりにくい、所有権も共有のままというのであれば、分割請求権というものが気になるものですから、そこは立法措置が必要ではないかと考えております。

3点目は、⑦資格制度のところでございます。ここは、皆様方も御認識のとおり、いろいろバリエーションがあるなと思っております。単に業務知識というか、基礎的な知見であれば、私としては1の方式、「基礎的な知見を持つ職員の養成」というのでいいのではないかと思います。その場合、地方公共団体の職員さんだけではなくて、民間もそういった「検定」を受けられるといいなと思っております。

以上、②アベイラビリティ・ペイメントと⑥共有のところと⑦資格についてコメントさせていただきました。

なお、この議事そのものではないのですが、「社会資本整備について」という貴重な参考資料をつけていただきまして、ありがとうございます。損害保険業界として、今般の台風15号、19号の災害対応にも最優先で対応しております、「激甚化する災害に対して、耐えうる取組みを」ということには同じ思いを持っておりますので、大変興味深く拝見させていただきました。補足でございますが、以上でございます。

○柳川部会長 どうぞ。

○江口専門委員 ありがとうございます。

1点目の運営権の範囲の点は、今、井上委員からありましたように、実務上、困っている点で、ここはぜひ何とかしていただきたいところです。物権というふうには性格づけしてしまっているがために、非常に使い勝手が悪くなっているところがあります。ただ、例えば空港であれば、一個一個のビルとか駐車場と捉えないで、空港の敷地の中の大きな一つの固まりみたいなものと考えていただいて、その中であれば、いろいろいじっても自由にできるような仕組みがぜひ必要かなと思っております。

ただ、ここで水道の例が出ていますのですが、空港は空港でまとまっていて、やりやすいのですが、水道だと、管路もついているし、いろいろなところにもいろいろな施設があって、これを1個の固まりと言って、解釈で切り抜けるというのは結構つらいところがあるように感じていまして、そうなってくると、1個の固まりという議論だけでは乗り越えられないことが出てきてしまうので、そこは物権というドグマに余り縛られないで、PFI法の特例のような形で何かつくっていただければ、施設がばらけてしまっているようなケースの場合にも対応できるのかなと考えております。これは、バリューを持たせるためには本当に不可欠なので、ぜひ今回の改正で実現できたらいいなと思っております。

それから、SPC株式の譲渡のほうですけれども、これは3つ例を出していただいておりますけれども、もっと単純に、本当に普通のPFIで、公共側が譲渡を承認したという事例さえ出れば、その後はどんどん続いていくと思います。これは、海外でも空港の持分譲渡とい

うのは、本当に日常茶飯事に行われていることなので、わざわざロックアップ期間を設けている場合には、ロックアップ期間が終わったら、もう彼らに自由に譲渡させるような仕組み、そういう実例をぜひつくり出していただくことで、1から3番については複雑な事例があるのですけれども、単純な譲渡の承諾というのをさせていただける。

ガイドラインにも書いてあるので、できることはみんなわかっているのですけれども、実例がないがために、特に海外のお客様が非常に疑心暗鬼になられてしまうところですが、大きな参入障壁になっていると思いますので、ここをぜひ解決していただきたい。これは、法律というよりも、実例をつくるほうが先なのかなと思っております。

以上2点です。

○柳川部会長 どうぞ。

○廻専門委員 ありがとうございます。

そもそも論を言うのは、こういう場面ではよくないですけれども、PFIの対象としてはさまざまな分野がありますね。空港もあれば、小学校もあれば、様々あるわけですけれども、その全ての分野を一括りで全体をカバーする法律でやれるのかと、いつも疑問に思っているのです。例えば、私は空港のことはある程度わかるのですが、空港1つにしても、福岡空港と南紀白浜じゃ全然違いますし、北海道のバンドリングの場合も全然違います。対価も違いますし、期間も違いますし、全く違うのです。こういった違う対象をPFI法で全てカバーするというのが、一体可能なのか、ちょっと疑問に思っています。

それから、2ページ目の運営権者が実施できる建築の範囲ということに関しては、2パターンがあって、ひとつは施設が老朽化してきた場合、ある程度修復して、あるいはさっきのお話のように多少変えてというケース、いわば維持管理の延長みたいなケースと、滑走路をもう一本つくろうとか、新しくビルを建てようかといったグリーン・プロジェクトの場合は、ある意味民間にリスクをトランスファーしてしまうわけですけれども、この2つの場合はちょっと考え方も変わってくるでしょう。公の範囲は、例えば空港の場合と、小学校を交流の場にしようとする場合とでは、ちょっと違うと思うのです。ですから、その公の範囲をどこまでにするかというのは、かなりケース・バイ・ケースではないかと思われま。

例えば空港であれば、地理的要件とか、そこの集客の数とか、国際化の現状とか、さまざまな要素がありますから、空港なら全部同じように扱うということは、ちょっと難しいのかなと何となく思います。

それから、6ページの海外におけるアベイラビリティ・ペイメントの事例ですが、これも、事例のスキームはわかるのですけれども、どうなっているか、流れはちょっとわからない。仕組みはわかりますけれども、先ほど委員がおっしゃったように、海外調査にいらっしやっただけなのでしたら、ぜひ成功事例のみならず、失敗事例も見てきていただきたい。同じ失敗の轍を踏まないようにという意味ですけれども、失敗事例のほうが大事なのかもしれません。その点よろしくお願ひしたい。

地元が参画できないというのがありました。空港に関しては、結構地元企業ありきではないか、とメディアではたたかれていますね。何なんだ、地元と最初から決まっているのではないかとされていますので、それも対象によってちょっと違うような気がします。

それから、SPCの株式の流動化ですけれども、流動化があるという前提で3つの流動化のケースをご説明いただいているのですけれども、まずはSPCの流動化自体の可否を議論する必要があるという気がします。というのは、それも例えば空港の場合と下水の場合とは全く違います。例えば空港などは、安全保障の問題もあります。どのパターンの流動化がいいかと議論する前に、SPCの流動化についての基本を議論したほうが良いような気がします。

それから、根本先生がおっしゃっているアドバイザーの手続を簡素化しろという件ですが、自治体は確かにスタッフの人数が十分ではないので、オールマイティにできる人は少ない。どの分野でも同じ人が担当して、忙しくてしょうがないというパターンもある。例えば本田さんとか、全部やらされていると思いますけれども、忙しすぎると潰れてしまいます。逆にコンセッションの見直しの委員会に出たときに、ファイルが2万個もあるので、これを減らそうと言ったのですけれども、企業側はすべてキープしておいてほしいとのことでした。それより、企業側は、スタート時点からもっと説明してほしいとか、英語バージョンをつくってほしいとか、そんな要望もありましたけれどもね。

それから、手続簡素化は、自治体のほうもあるのですけれども、企業側のほうをどうするかという問題もある。

それから、参考資料1、いただいてありがとうございます。柳川先生とか竹森先生とか、皆さん、経済学者方の提案なのでしょうけれども、社会資本整備については、これとは別に、実際の防災とか土木とか社会インフラの専門の方の話も聞きたいと思います。彼らはどんなふうにお考えなのか、優先順位はどう考えるべきなのか、そういうことはよくわかっているのではないかなど。そういう先生たちの社会資本についての考え方を伺いたいという気がいたしました。

以上です。

○柳川部会長 そのほか、いかがでしょうか。

○本田専門委員 基礎自治体の立場から3点ほど意見を述べさせていただきます。

まず、アドバイザー経費に対する支援につきましては、今まで井上委員、それから根本委員の資料4に記載してありますとおりです。特に、小さな自治体については、実施段階からの支援というものが必要ではなからうかと思っております。そして、これも小さな自治体からの声でありますけれども、自前でサウンディング調査などもできないので、民間対話やサウンディングへの支援を設けていただければ、一定の促進の効果があるのではないかなど思っております。

それと、現場のプラットフォームで感じておりますのは、地域の企業の機運醸成を図るためには、金融機関における多方面の支援あるいはバックアップ体制の構築が必要不可欠

であるということでもあります。実施方針で努力義務の記載がございますし、評価時の加点というものもあるのでしょうけれども、参加促進までにはなかなか結びついていない状況でございます。さらなる働きかけといたしますか、金融機関がインセンティブを感じるような取り組みといたしますか、構築があればいいなと思っております。

現場のプラットフォーム参加者のアンケート内容を少し御紹介させていただきますと、何よりも人材がないということと。それと、先ほど事務局のほうからも御説明ありましたけれども、これまでに参画していない業者がグループに入れるよう、例えば育成枠として、その実績がない企業を1社か2社、SPCなどに入れるように、募集時の要件として配慮してもらえたらいいなという声が出ておりました。

最後、これは本論とはずれるかもしれませんが、参考資料1で、素晴らしい社会資本整備についてのレジュメが出ておまして、非常に素晴らしい内容だと思います。その中で、2ページ目で、VFMについての記載がございますので、VFMについての考え方です。私どもの市議会でも、最近、PFIについての質問がよく出るようになりました。大型事業には地元企業が余り参画できないという視点から、メリットを尋ねる質問でございます。PFIの意義やVFMについて答弁しておりますけれども、バンドリングを行っても、なかなかVFMが高くないというケースもございますので、VFMについてはガイドラインのとおりでございますが、何とかPFI法の中で文言、例えば低廉かつ良好なサービスの提供の確保とか、サービスの質という文言がありますけれども、それに関連して、例えばVFMの重要性を十分踏まえた上で、それを補完する参考指標として、環境価値とか社会価値といった指標は検討できないものかと現場で感じております。

アクションプランの冒頭に記載の趣旨の中で、SDGsの実現にも寄与するという文言を追加いただきましたが、エネルギー効率の改善とか温室効果ガス削減などの環境価値、あるいは、防災面での避難場所としても活用できるとか、地域コミュニティの絆を深めるなど、そういう社会価値というものが現場では非常に大切なのかなと思っております。そういう市民の幸福度のようなもの、すぐには経済価値には置きかえられない指標をどう酌み取っていくか。

議会での答弁でも、VFMプラス何かそういった参考指標があれば、市民あるいは議会への説明としても、非常に総合的でサステナブルな価値の評価というものがあればいいなと思っておりますので、何かそういう研究の余地があれば、ぜひお願いしたいということでもあります。

以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

○鈴木専門委員 今、本田先生がおっしゃいましたことと、かなり近い意見というか、コメントになりますが、地域経済活性化、日立市もそうで、お店のシャッターがみんな閉まり、空いている住宅がふえて、もうちょっと東京に近いところのマンションにみんな移り住みたい状況があります。そういうところをどういうふうにしていくかというときに、

未利用化した公的な不動産をどういうふうを活用するかと考えるときの視点を、それを起点にして考えたら、恐らく正解にはたどり着かなくて、地域全体を見て、いかにダウンサイジングするかとか、再設計したときに、その中に含まれている、余り使われていない公的不動産をどういうふうにしていくかという、順序がちょっと違うのではないかと最近考えたりしています。

あと、今おっしゃられていたように、クオリティー・オブ・ライフとか環境というところで、経済だけじゃなくて、その2点がともに事業によって上がらないと、結局は人口がふえない。人口流出が止められずに、さらにどんどん未利用公的不動産が使われずに死んでいくみたいなことになっていくのかなと思います。いかに人を集めるか、人を増やすサステナブルなプロジェクトというか、計画にしていかなければならないのではないかと今、強く感じています。

海外も最近、投資の基準、投資家というのは、CO₂をいかに出さないで、しかも投資しないとか。あと、銀行の融資先がどのぐらい環境に優しい経営をしているかということ、常に銀行が主体的に評価していかなければいけない。グローバルにそういう世の中になってきているときに、地方自治体のオペレーションというのも、恐らくそういった視点がこれからも間違いなく求められてくると思いますので、経済性だけじゃなくて、環境とか人々の暮らしを起点にした、地方再生における、そこからのPFI事業という順次に考えていくべきじゃないかと思いました。

以上です。

○柳川部会長 どうぞ。

○財間専門委員 まず、建築の範囲のところですけども、廻委員がおっしゃったのとちょっと似ているところがありますけれども、運営権対象の施設そのものに関する建築と、事業ないし運営に資するための追加の附帯施設の整備、その2種類があると思います。もちろん、両方とも建築できるとなるとはほしいのですけれども、建築できるだけではなく、コンセッション、運営権の期間が満了したときの取り扱いについて、それぞれにどう取り扱うかというところを明確にさせていただきたい。恐らく事業者側は期間満了が近づけば近づくほど、ディスインセンティブに働くはずです。

建築してもどう取り扱われるかわからない、もしかしたら壊して返さなければいけないかもしれないということになると、積極的な投資はしなくなるはずです。満了時の取り扱いについてもあわせて考えていただきたいというのが1点です。

それと、キャッシュフローを生み出しにくいインフラというところと、その前にある、ダウンサイジングで施設が一部除却される。この2カ所に絡むかもしれないですが、運営権の対象の部分が、例えば技術革新で面積が半分で済みますとなって、半分になりました。では、使わなくなった2分の1は、素直に考えると運営権の対象施設ではなくなるのかなと。そうすると、その余剰地というのは、事業者側の裁量で事業に資する整備に充てられないとか、活用できないということになってしまうおそれがあるということ。

そういう意味での余剰地とか遊休になっている時間帯の施設も含めて、これはイギリスの事例でもあるのですけれども、学校の教室とか運動場を使っていない時間帯に収益化させています。その上がった収益で学校の運営費用に回すということをやられている例もあるので、遊休になった、あるいは余剰化したもの、もしくは遊休時の活用ということをもう少し明確に取り扱いがなされるとわかりやすいかなという点ですね。

あと、地域経済活性化のところですけども、これは私が今、山口に行って感じるのは、市内の中小の事業者さんは、後継者不足で悩んでいるという状況の中で、積極的に下請をやりたいという方が結構多いのです。要は、断る自由が欲しいとか、会社を畳む自由を残しておきたいという業者さんもありいらっしゃって、そういう人たちにコンソーシアムに入ってくださいと言っても、まず入ってこないですね。

恐らく普通に考えると、そこで終わってしまうのですけれども、もうちょっと工夫すれば、協会なり団体なりをつくるとか、ワンクッションの組織をつくって、地元で受けられるような受け皿をつくるとか、あるいはそれを束ねるだけの同じ業界の大手を上に乗せて、そこと組ませるとか、もうちょっと工夫すれば何とかなるのにというのを事例で感じました。この辺は制度を中心に一生懸命やっているコンサルさんでは難しいのかなと。ビジネスをつくっていくところでない、なかなか解決できないところかなと。

それにあわせて言うと、資格制度のところも、サービス購入型と独立採算型で、恐らく求められる経験値とか能力はかなり違うと思うので、一律的な資格制度で網羅することは難しいのかなという気がします。サービス購入型のものであれば、何となく座学でもつくれるかなという気はするのですけれども、独立採算型のもはそう簡単ではないかなという気がいたします。

以上です。

○柳川部会長 はい。

○足立専門委員 三、四点ございます。まず2ページの①ですが、皆様からも実務上の問題とかいろいろ話題が出ている中で、そもそもの基本的な事柄になってしまうかもしれませんが、運営権、コンセッション制度の一番のポイントというのは、民間が資金調達リスクを負って、更新投資のマネジメントも含む運営・経営の最適化をすることだったと理解しています。ただ、制度設計構築の過程でいろいろな制約があったにせよ、その一番のポイントの部分において民間がどこまでできるかという点がグレーになってしまっている、というのは非常に残念なことだと思います。

なので、資料に記載もありますように、維持管理の範囲は明確化すべきであると思えますし、必要に応じて制度の改善・改正の検討もぜひやっていただければと以前から思っていたところでございます。

それから、2点目が4ページ目からの②でございます。道路等の包括委託は、府中市等の他にも北海道の清里町とか大空町とかでやっていたと理解していますが、根本先生の資料にもありましたように、こういう取組は全国の自治体でできますし、官民、それから利

ユーザーにとって三方よしのシンプルな非常にいい事業だなと思っています。

これに関連して、資料に包括委託とPFIの比較表もありますが、包括委託と同じようなシンプルな仕組みでPFI法に基づくPFIでやれば、さらに期間の制約が外れて10年、15年といった形でできます。もちろん、そのインフラが本当にその期間必要なのかというあり方見直しが行われていることは大前提として、より長期でやることで、公共にとっては、契約事務の簡素化に加え、工期の平準化などによるバリュー・フォー・マネーの絶対額が拡大するなどのメリットがありますし、民間にとっては、長期で仕事を任せてもらえれば、技術者の採用とか育成も含めて、より本格的に腰を据えて取り組めるといったメリットもあると思います。

国のほうでも、道路とかインフラの向こう20年、30年の維持管理に数兆円かかるといったデータを出していただいていると思いますが、例えばその中の一部分にこういうシンプルな方式を適用するだけでも、このぐらいの財政負担削減効果があるとか、民間にとってもこのぐらいのマーケットがあるということで、官民にとって夢のある世界が広がるのではないのでしょうか。このように、課題と解決策の見える化、明確化をわかりやすくしていただくことで、難しいことを言わずともシンプルなPFI活用だけでも大きな課題解決へと関係者WINWINの形でつなげることができると思うので、ぜひそのような打ち出しや進め方も検討いただけるといいのかなと思っています。

3点目が、15ページから始まる⑤地域経済活性化のところですが、この問題は、とにかく地域の事業者をいかに守るかといった議論になりがちですが、事業の志を1段階下げて地域の事業者に入ってもらって守るということではなく、地域の事業者の持っているポテンシャルとか強みを存分に引き出して生かして、事業の志も下げないということが重要。従って、地域の事業者の強みが生きるような事業の発注であるとか、公募なども含めた仕組みづくりをしていくことが重要ということだと思います。

地域の事業者は、一般的に住民からの安心感・信頼感とか、情報・ネットワークが豊富なこととか、地域の課題・ニーズがよくわかっているといったことを背景に、地域活性化やまちづくりに貢献できる存在だと思います。また、先ほどから話題に出ている、インフラの日々の点検・メンテなどといった、地道だけれども非常に重要な強みを持っていると思いますので、そういったものが生きるような発注、仕組みづくりをする重要性を、ぜひ上手に周知して、適切な案件形成につなげていただけるといいのかなと思います。

それから、最後が⑦と④双方に絡むところです。私自身の印象で言いますと、アドバイザリー経費とか、ガイドラインも含む実務面・ノウハウ面の支援は、内閣府様や国交省様ほか関係省庁様が力を入れてやっていただいているので、既に現段階でかなり充実しているのではないかと感じております。ですので、そこから先へということで考えますと、これらメニューの拡充というよりは、重要なことは、地域課題・社会課題をしっかりと我が事として捉えて、そこにPFI/PPPを活用する重要性を腹落ちした上で、志を高く持ってやっていけるような、推進力あるリーダーシップ人材を、いかに育成・形成していくか。難しい

こととは思いますが、できればその辺りを科学するということに踏み込む時期にも来ているのかなと思います。次年度以降の中長期的な課題とかになるのかもしれませんが、このような、もう少し本質的なところも検討できるといいのかなと思っております。以上でございます。

○柳川部会長 はい。

○赤羽専門委員 ありがとうございます。

1つは、民間の創意工夫という話と、ここの参考資料1にも柳川先生がお書きになってきているところでありますが、ここにはアセットリサイクルと書いてある点です。他の委員も触れられたように、財政的にどのように国民、地方自治体、住民の負担を軽くしてやるか。要は、コンセッション等をやることによって、投入した公金を回収して、次の新しい、伝統的な公共事業で必ずやらなくてはいけないものがありますから、そこにリサイクルする。ここではアセットリサイクルと書いてありますけれども、キャピタルリサイクルという考え方もあるようです。

そこで、各自治体、各府省のアセットがどうなっているのか、先ほど公有地とか公共財産の利活用の話も出てきましたけれども、どういうバランスシートで、どのようなクォリティーのものを持っているのか。そして、それを税金・公金を投入したものをどうつなげていくのかという考え方がもう少し前面に出ないと、何でコンセッションをやるのかという理由付けが足りない気がします。

もう一つ言いますと、そういうキャピタルリサイクルなりコンセッションをやったと言っても、もともとコンセッションが始まる前のPFIもいろいろやっており、それは財政負担の平準化という理屈があったわけですが、それが例えば地方財政健全化法上、評価されるということにはなかったわけですね。だから、そういったことで何かやったことがインセンティブに各府省、各自治体にあるということが大きな前提にないといけない。

今までの委員会の中で、例えば水道なり下水道なり、広域化すると補助金がありますよ、補助率が上がりますよ。そういう各法に基づく補助率の向上というのがあったと思います。もう少し大きな話をしていかないと、首長さんも腑に落ちないでしょうし、管理者のほうも腑に落ちないというか、大義名分がないのではないかとというのが、PFIをやって、コンセッションを5年やった後の印象です。

というのは、それがいいから、例えば有料道路も進まない。有料道路は、別に全部やる必要はなくて、一部やっているものの、アセットをコンセッションで出して公金回収し、つくる必要があるなら、そちらに税金をさらに投入していくという考え方があってもいいはずですね。

また、先ほどから使い勝手が悪いコンセッション、除却のところ、どうしてこうなってしまうと各委員の方から出ていますし、各論的には、共有物でちゃんとできるのか。共有物は、確かに御指摘あったように、特別法であるPFI法で何とかすれば、私も個人的にはいいと思っています。ただ、さらに言うと、リースで所有権を持っていないものが一部あ

る中でもコンセッション、運営権を設定しているものもありますので、所有権から運営権を切り出したという公物理論も見直す必要もあるのではないかと思います。

そうすると、もう少しPFI法で特別法で行政契約的な考え方でやれば、例えば2番、混合型とか利用料金が取れないものにも対応できていく可能性がある。

次の改正で上記のような議論をしていくべきだと思いますし、共有物とかリースで受けているものへの対応も理論的な再枠組みをするなど、今後の課題として残していければと思います。

ほかの1から6の論点、いろいろあると思いますし、コンセッションを使って、何でこれがいいのかという、それぞれの納得、特に管理者の納得というのがないと、コンセッションというのはほぼ事実上、公共側からのイニシアチブで出てくるものなので、もう少し大義名分とともにインセンティブで大きくしないといけないと思います。今後、大きな課題の中でコンセッションの位置づけを、次年度以降の課題にしたほうがいいのではないかと考えています。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

○大西専門委員 5点ほどあるので、簡潔にコメントします。

まず1つ目の、運営権者が実施できる建築範囲の話ですが、大きな問題として、PFI/PPPというのは、そもそも民間の裁量をふやして、より公共サービスの価値を高めるというところにポイントがあると思うので、そういう観点からすれば、ぜひやるべきだと思います。

一方で、常にコンフリクトがあるのは、公共的利益がそれで確保できるのかということになったときに、できればいいのですけれども、例えば民間にフレキシビリティを与えることによって、本来的機能のサービス価値が損なわれるようなおそれがないか。十把一からげに多分言えないので、いろいろなセクター毎によろしいと思います。サービス水準を規定しやすいとか、しにくいとか。全面的にそうかということ、そういったチェックが要るかなということなので、人手と公共的利益が損なわれないような配慮が必要かなと思います。

あと、廻委員のコメントにありました流動化の話で、端的に言うと、私はこれは慎重にやるべきだと思います。基本的にPFI/PPP事業というのは、キャピタルゲインではなくてインカムゲインを狙う。つまり、きちんとプロジェクトを持って、インカムが入るということは、きちんとプロジェクトをやるということですから、そこにスポンサーが、もっと言えば長期の運営オペレーターなので、オペレーターがそこにずっと関心を持つガバナンスの仕組みを維持するためには、流動化というものは少し慎重になったほうがいいかなということだと思います。

もちろん、誰が持つかということによって、そういった問題が起こらないこともあると思いますが、一方で、必ずしも安全が担保できるかということ、そうじゃないということなので、検討することに値すると思いますが、そういった慎重な検討が必要じゃないかと思っています。

あとは、地域経済に資するというスライドで、私、土木とかまちづくりが専門なのですが、PFI/PPPの事業に地域が参画すれば地域経済は活性化するかということ、そうじゃないと思います。むしろ、現場でやっているのは相当地道な活動でして、いろいろなアーバンデザイン、人のネットワークをつなげて、小さなコアをつくっていくという作業がないと、PFI/PPPをやったから地域経済が活性化するかということ、そうじゃないので、全面的に否定するわけじゃなくて、PFI/PPPはあくまでも必要条件というか、そういうものをサポートする形の仕組みだという発想でいかないと、無理やりこれに乗せてくるという形ではうまくいかないかなと思います。

あと、これも廻委員からの指摘で、私、エンジニアリング、工学出身ですので、社会資本整備のあり方として思うのは、特に参考資料1の2ページにあります、民間資金の活用という言葉は、私自身、すごく引っかかる場所があります。民間のノウハウ活用はいいのですけれども、極端な話、アベイラビリティ・ペイメントも、最終的に支払うのは政府のほうですので、実は民間資金と言いつつも政府が支払うことになっている。

つまり、社会資本整備と民間資金を意図的にひっつけようとする、必要な社会資本整備というのは、特に今、災害とかが多く起こっていますので、民間資金がつかないから社会資本整備をやめていきましょうというのは、多分ミスリーディングじゃないかなと思っていますし、守るべき命というのは、それはそれできちんと国の責任でやっていくべきだろうというスタンスで考えています。

最後、アジェンダにないのですが、私、防災研というところにおりまして、災害が頻発していますけれども、関空とかがヒットしましたが、災害時の対応を民間に今も委ねている現状で、公共的利益を確保できる形で、リカバリーまできちんと担保できているのかということに、これは国土強靱化との関連もあるのですが、そういった視点も1つ、今年やるか、いつやるかはあれですけれども、長期的な検討課題として位置づけていただければと思います。

以上です。

○柳川部会長 一通り御意見いただきました。よろしいですか。たくさんありますけれども、まとめてお答えいただければ。

○石川審議官 皆さん、御意見でございましたので、一つ一つ大変勉強になる御意見で、今の時点で事務局からコメントするようなことはございませんけれども、次回、御意見を整理いたしまして、必要な資料とか事務局の考えなども若干付して、またお示ししたいと思っています。

それと、海外調査、失敗例もちゃんと調べてまいります。中立的にやらせていただきます。

事務局からは以上です。

○柳川部会長 どうぞ。

○赤羽専門委員 1点だけ、海外調査のときに保険のことももうちょっと調べていただき

たい。収入保険といったあたりも、特に2番目でどういうふうにかバーできるのかというあたりは結構大事ですので、もしあればお願いします。

○柳川部会長 よろしければ、続いて議事(3)「PPP/PFIの実施状況について」、御説明をお願いいたします。

○宇根企画官 議事(3)「PPP/PFIの実施状況」でございますが、情報提供でございます。

資料を開いていただいて、1ページ目は飛ばしていただいて、2ページ目で御説明しますが、平成30年度のPFIの実施件数等々がわかりましたので、御報告します。平成30年度を見ていただくと、過去最高ということで、右肩上がりに上がっていているということでございます。内訳を見ると、文教施設が多くなっていますけれども、これは昨年度よりも10程度ふえていて、学校空調が大分ふえている。平成29年度は、猛暑ですごく問題になりましたので、その後の臨時対応でばっとふえたというのものもあるのかなと思いますが、いずれにしろ増えているということでございます。

その後ろの資料は、コンセッションの実施状況や、PFIの分野ごととか自治体レベルでのレベルでどれぐらいやっているかということですがけれども、こちらは長期的な傾向と特に変わるところはございませんので、説明のほうは割愛させていただきます。

あと、もう一つ情報提供で、参考資料2というのが一番最後についているのですが、これは銀行法の改正で、いわゆる5%ルールという出資制限が緩和されましたということです。こちらは、今年の3月に根本先生から検討すべき事項として、地銀がPFIに出資するときに、5%ルールというのは緩和したほうがいいのではないかという御意見をいただいていたのですがけれども、検討がなされまして、四角棒で囲んでいるところが、特例措置の対象会社とありますけれども、特例措置というのが5%の出資制限を、対象になれば40%に上限を上げてもらえるというものです。

下が旧の対象ですがけれども、こちらは端的に言うと、REVICの関連のプロジェクトであれば、5%ルールを撤廃するというものだったのですがけれども、その条項の脇に、上の行の黄塗りになっているところがあるのですがけれども、2項が加わりまして、地域経済の活性化に資する事業活動を目的とした会社であれば、次のいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画に基づき事業をする会社は対象になる。いずれかに該当する組織としては、行政とかも入っていて、いわゆるPFIも行政がつくった実施方針等に基づいて、いろいろな事業をやっていく会社ですので、こういうものに該当する余地があると担当部署から聞いています。

今後、PFIを推進していく中でも、根本先生からいただいた、地銀なども積極的に参加していただくような努力を、我々としてもより積極的にやっていきたいと考えております。

私からの情報提供は以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対しまして、御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

では、一言だけ。こうやって、資料3で順調に伸びてきているので、いろいろなところで進んできているのだと思います。ただ、前半でいろいろなお話、御意見もあったように、あるいは事務局のほうから法改正も視野に入れてという話があったので、マイナーな改正で済むのであれば、法改正とか、大きなことを考えなくてもいいと思いますけれども、わざわざ計画部会を開いていただいて、法改正も視野にという意図は、漸進的な伸びではなくて、もう一段二段、PFIをより世の中のためになるものに大きく変えていきたいという意図があると思います。

政府全体でも、そういう機運が高まっているので、民間議員ペーパーの中にも、ちょっとだけと見えるかもしれませんが、いろいろなものを入れ込むので、あれだけの量を割いているというのは、結構な重みがあることだと思っていただいて。なので、赤羽先生からお話がありましたけれども、少し大きなことを考えていただいて、今までのところで多少困っているところをちょっとマイナーに手直しするというよりは、もっとこんなこともできるのではないかと、こういう大きな話ができるのではないかと。必ずしも金額の規模というのではなくて、社会的に見て重要であれば、金額が小さくても、あるいはさっきの地域のお話がありましたけれども、今までと違う視点のところにももっとPFIを使って、今まで以上に役立てるようなことをぜひ考えたいと思っております。

時間と回数を余りとれるわけじゃないですけども、そういう視点で見ていただいて、御意見お聞かせいただければと、司会役としては思っている次第です。

よろしいですか。

それでは、事務局のほうから御連絡をお願いいたします。

○宇根企画官　それでは、事務局からの連絡事項ですが、次回の計画部会は12月20日を予定しております。ちょっと期間が短くて恐縮ですけども、またよろしくをお願いいたします。

本日の議論を踏まえて、事務局のほうで検討して、資料を追加するなり、検討状況を御説明させていただくとともに、あとは、例年行っている、今やっているアクションプランの各施策の進捗状況を、各省にも来ていただいて報告いただく予定です。

私からの連絡事項は以上でございます。

それでは、本日の議事は全て終わりましたので、これで会議のほうは終了させていただきますと思います。

本日はどうもありがとうございました。